

「一者応札・一者応募」に係る改善方策について

平成21年7月10日
年金積立金管理運用独立行政法人

年金積立金管理運用独立行政法人では、随意契約見直し計画にそって、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行することとしている。

しかしながら、一般競争入札等を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例が散見されている現状を踏まえ、当法人では競争性の一層の確保のため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

○公告に関する事項

- ・公告は、事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・新たな業者の参入を促進するため、ホームページに掲載することに加え、広くPRを行うなど周知に努める。
- ・公告期間は、原則として10営業日以上を確保する。
- ・入札書等の締切日を公告期間の最終日としない。

○資格要件に関する事項

- ・過度の実績を求めるものとならないよう、業務の内容に応じて必要最小限の実績を求めることとして、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

○仕様書等に関する事項

- ・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・発注単位は、発注コスト等を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

○参加者への配慮に関する事項

- ・契約の相手方に金銭的負担が生じる契約は、契約期間や契約金額を勘案し前金払や部分払を活用するなど配慮する。
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・OA 機器等の賃貸借や情報システム等の運用・保守契約は、長期的な収支予測ができるよう、複数年契約について導入の促進を計る。